

添付書類

令和6年度
(第9期事業年度)

監 事 監 査 報 告

独立行政法人自動車技術総合機構

令和6事業年度監事監査報告

令和7年6月20日

独立行政法人自動車技術総合機構
理事長 木村 隆秀 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

監事 中村 卓之

監事 亀井 純子

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

【令和6事業年度監事監査報告】

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議（総合技術戦略本部会合、契約監視委員会、内部統制委員会、検査業務適正化推進本部会合等）に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、交通安全環境研究所及び地方検査部・事務所（東北検査部等13箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適

正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備・運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 本部及び交通安全環境研究所並びに地方検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部において主に以下のような改善又は検討を必要とする事項が認められた。

(1) 本部及び交通安全環境研究所

- ① 内部監査室が実施した交通安全環境研究所の内部監査については、総務・会計部門のみを対象としているが、それ以外の部署に対しても内部監査を実施すること。
- ② 今中期計画において、検査施設適正配置計画や標準的な検査の処理台数等の考え方について見直しを行うとされていることから、中期計画期間が終わるまでに検討することが望まれること。

(2) 地方検査部・事務所

- ① 並行輸入自動車、改造自動車等に係る事前審査書面について、届出書類の一部不備や補正に関する記載不備となっていた事例があったこと。
- ② 現車審査作業における外観検査や下回り検査において、安全作業マニュアルに定められた作業方法に従っていない事例があったこと。

2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に表示しているものと認められる。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

また、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認められる。

3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。

III 自動車機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施するとともに、国が行う自動車等の陸上交通に係る施策立案、基準策定のための試験研究を行い、公正・中立なデータに基づいて技術的な支援を行った。また、自動車機構が一体となって国の施策に貢献するため、自動車機構内に設置した総合技術戦略本部において統合による効果の効率的な創出とその効果の最大化に向けて取り組んでいると認められる。

令和6年度においては、交通研では、自動車基準の国際調和に関して、自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）の専門家会合や作業部会等に積極的に参画して、年度計画を超える活躍を行うなど、国土交通省の自動車基準調和活動を着実に支援した。また、研究関係、鉄道認証関係、リコール技術検証関係、自動車型式認証関係のいずれも年度計画を確実に達成し、中期目標の着実な達成に向けて推移している。

次に、登録確認調査業務については、スキルアップのための研修について年度計画で定めた回数を達成するだけでなく、一部の地方検査部において、登録窓口での課題を登録確認調査員で構成するワーキンググループで議論して、解決策を取りまとめさせており、登録確認調査員のスキルもモチベーションも向上させている。

検査における基準適合性審査業務については、今中期計画期間の最大のイベントであるOBD検査が令和6年10月から開始され、OBD検査に係るシステムも現場での対応も、現在まで大きなトラブルもなく順調に行われている。また、社会的要請が高い不正改造車を排除するための街頭検査について、年度計画を大きく超える台数を処理し、特に深夜・休日の実施件数が過去最高を記録したことも評価できる。

このように、自動車機構の業務全般的には中期目標の着実な達成に向けて、令和6年度計画を効果的かつ効率的に実施したと認められる。

一方、検査場における検査の中で、検査機器の可動部に立ち入り安全靴ごと挟まれ足の指を欠損する重大事故が発生したほか、検査場における高所作業で転落して足を骨折する重大事故が発生しており、いずれも安全作業マニュアルに定められた作業方法に従っていなかったことが原因と考えられることから、今後課題を残す結果となった。

IV 自動車機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他自動車機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

内部統制については、本部・交通安全環境研究所の役職員及び内部統制の推進に関する規程に基づく内部統制推進責任者に対する内部統制に関するセミナーの開催、理事長巡視、内部監査、地方検査部による調査・指導の実施、内部統制にかかる各種規程に基づく委員会（内部統制委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会及び検査業務適正化推進本部会合）の開催等により、内部統制が着実に充実してきたものと認められる。

なお、令和6年度は、本部に情報システム課が新設され、情報システム基盤が更改された。従来、交通安全環境研究所とは別だった情報システム基盤が統合されクラウド利用も開始された。

これによって、交通安全環境研究所との一体的な運営が可能になったほか、離島とのオンライン会議の実施や会議のペーパーレス化、ペーパーレス化に伴う印刷コストの低減や職員負担の軽減など、業務の効率化、適正化を確保する体制整備が図られ、効率的な情報共有による円滑かつ迅速な意思決定が可能となった。

内部統制システムを有効に機能させていくためには組織の各階層が内部統制におけるそれぞれの役割を認識・理解して、確実に責任を果たしていくことが重要であるが、情報システム基盤が情報伝達のインフラとしての役目を果たせれば、内部統制の更なる強化が図られるものと考えられる。

V 自動車機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について

役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、該当事項はない。

VII 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数も100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、入札・契約の合理化については調達合理化計画に基づいて透明性及び外部性を確保し取り組んでいると認められる。

－ 以 上 －